

自動搬送機保守点検業務仕様書

1 対象施設 小倉駅南口自転車駐車場

2 業務内容

(1) 定期点検

ア 定期保守点検において、当該機器の調整・定期的な作動点検・作動部分への注油・清掃等を行い、機能保全を図ること。

イ 点検回数は年4回を標準とする。

ウ 定期保守点検時に不具合が発見された場合は、速やかに復旧調整すること。

エ 定期保守点検後、点検結果を記載した点検報告書を作成し、提出すること。

(2) 定期保守点検と別に、当該機器に異常が発生し、その報告を受けた際、直ちに適切な処理を行い、復旧すること。

(3) 修理及び、部品交換が必要な場合は協議のうえ、別途費用にて修理を行うものとする。

3 点検項目等

標準的な点検項目等は別紙、自動搬送機定期点検要領のとおりとする。ただし、製造元等による定めがある場合はこの限りではない。

4 各種仕様

点検対象機器の各種仕様は、自動搬送機仕様一覧のとおりとする。